

昭和41年度平城宮出土の木簡

平城宮跡発掘調査部

昭和41年度の平城宮跡発掘調査では、第29次調査(120点)、第32次補足調査(13140点)、第39次調査(524点)の各調査地域で総計13784点の木簡を検出した。前年度までのものを合計すると18366点となる。以下、調査次数をつけて、その概要を報告する。

第29次調査は宮域の東面南門推定地を含む特別史跡指定地内で行われ、2条の溝SD3410(13点)SD4488(103点)及び土壇SK4355(3点)その他から木簡が出土した。いずれも断片であつて、SD3410から「未選秦人行」

仕丁建部乙公」

と記したもの、SD4488から出土した主油司に関連する断片等が注目される程度である。

第32次補足調査は宮域東南隅で行われ、南面大垣(SA4120A)北の雨落溝から13140点の木簡を検出した。木簡の大部分は、削り屑であるが、内容としては式部省関係の文書の断片を多数含んでおり、史料的に豊かなものである。木簡に記された年紀は神亀五年から宝亀元年にわたつてゐるが、その多くは天平宝字末年から神護景雲年間に集中している。

代表的な木簡について以下に報告する。

昭和41年度平城宮出土の木簡

「去上位子從八位上伯祁広地河内国安宿郡」のように「去()」—官職—位階—氏名—年令—本貫地の形式をもつ木簡がもつとも数多く出土した。この種の木簡は短冊形で側面上方部に小孔をあけて、複数の簡をつらねるようになしたものであつて、内容は選叙考課(勤務評定)に関係するものである。奈良時代の官吏は一年毎に考課(勤務評定)を受け、長上官であれば六年ないし四年毎に選叙の機会をあたえられていた。これらの考課、選叙に関係する木簡が考課、選叙のいかなる事務手続の段階で使用されたものかは確定できない。ただし年令、本貫地のあとに、上日その他を記したものがあつて、その中には六考(長上官の選限)の上日総数を記しているものがあり、この点からすると、この種の木簡の性格を選叙の方に関連させて考えることも可能である。

又「去()」と記されている部分は前年度の考課の結果を示しているものと思われる。その考課内容の表示は上中下の三段階で示されており、これは番上官の評定基準であるから、この種の一連の木簡の多くは番上官下級官人のものと思われ、律令中央官衙機構における下級官人の出身地の分布を知る手がかりになる史料である(第1表)。出身地の構成は畿内が圧倒的に多く、特に大和、河内の多い点が注目される。畿外では近江国が多いことも注目される。

第1表 下級官人本貫地表

| 右京左京 | | | | | | | | | | | |
|------|-----|----|-----|----|------|-----|----|----|----|-----|-------|
| 高市 | 城下 | 城上 | 吉野 | 忍海 | 葛上 | 廣瀬 | 平群 | 添下 | 添上 | 大和 | 右京左京 |
| 1 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 30 | 22 10 |
| 古市 | 錦部 | 河内 | 郡未詳 | 相樂 | 宇治 | 愛宕 | 葛野 | 乙訓 | 山城 | 郡未詳 | 山辺十市 |
| 4 | 1 | 36 | 7 | 1 | 1 | 10 | 2 | 1 | 22 | 12 | 1 1 |
| 攝津 | 郡未詳 | 和泉 | 郡未詳 | 丹比 | 志紀 | 若江 | 交野 | 茨田 | 高安 | 大縣 | 安宿 |
| 17 | 2 | 3 | 5 | 11 | 2 | 3 | 2 | 1 | 1 | 6 | 3 2 |
| 遠江 | 三河 | 尾張 | 伊勢 | 伊賀 | (畿外) | 郡未詳 | 兔原 | 河辺 | 豊島 | 西成 | 百濟 |
| 5 | 5 | 2 | 2 | 2 | | 6 | 1 | 1 | 2 | 4 | 2 1 |
| 能登 | 若狭 | 陸奥 | 信濃 | 美濃 | 近江 | 常陸 | 下總 | 上總 | 武藏 | 相模 | 伊豆 |
| 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 11 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 1 |
| 肥前 | 伊予 | 讃岐 | 紀伊 | 周防 | 安芸 | 備後 | 備前 | 播磨 | 但馬 | 丹後 | 丹波 |
| 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 | 3 | 1 | 2 1 |

その他他考課、選叙に関するものとして、遣高麗使（渤海への使）に対して叙位を行つたことを示した「依遣高麗使廻来天平宝字二年十月廿八日進二階叙」というものがある。この木簡の内容は「統日本紀」天平宝字二年十月丁卯（廿八日）の記載の内容と対応している。二階叙位を進めるという点については遣渤海大使小野朝臣田守の方は従五位下から従五位上へ進級しているから、木簡の記載とあわないが副使の高橋朝臣老麻呂の方は正六位下から従五位下へ進んでいて一致している。したがつて遣高麗使であればすべて二階級特進しているわけではない。前述の高橋朝臣老麻呂の他に、天平宝字五年度の大使高麗朝臣大山に天平宝字六年十一月乙卯に増位した例が二階を進めて叙位を

している例として統日本紀に見える。延喜式部式（新訂増補国史大系本
50頁）では遣唐使、遣渤海使の帰朝に際して行われる叙位は、それ以前に官人のもつていた考とは無関係に特例として行われるという規定がある。本簡の遣渤海使の叙位の場合も延喜式の規定と同じように特例として行われているのではなかろうか。その他に遣高麗使に関するものとしては「外從初上物部淨人年冊一荒玉遠江國敷智郡人

(表) 无位田辺史広〔進統勞錢伍百文〕(裏) 住吉郡神龜五年九月五日(別筆)
勘定編
この木簡は統勞錢の付札であつて他の例を合せると9点ある。統勞錢
は官人が正規に官衙へ出仕しない場合にも考課の対象となる資格を得
るために錢を役所へおさめる制度で、従来の文献史料では統勞錢史料
の初見は統日本紀天平九年十月丁未条の記載であるから、統勞錢史料
としては最も古いものである。年紀のあるものはすべて神龜五年であ
つて、九月・十月の日付のものが多い。これは毎年の考課が八月から
十月にかけてきめられていたためであろう。例にあげた木簡に即して
いえば、山辺史広〔^調〕の統勞錢につけられた付札で五百文という額であ
記されている。五百文は他の八例の統勞錢の付札についても同額であ
る。統勞錢の額を記した史料は他に例がない。

その他、式部省に関係する本簡としては、式部省及びその所管の官司である大学寮、散位寮等の文書がある。式部省については、式部省

のだした官人への召喚文が三点ある。例えば(表)「式部省召 書生佐為

と推定されるものがある。

宿祢諸麻呂」(裏)「十一月廿日」をあげることができる。式部省が書生を召喚したので、かかる「官司名十召」という形式の召喚文は平城宮跡既出の木簡中にも(奈良国立文化財研究所39年度年報)正倉院文書中にも例がある。(大日本古文書4巻280頁 同290 291頁等)

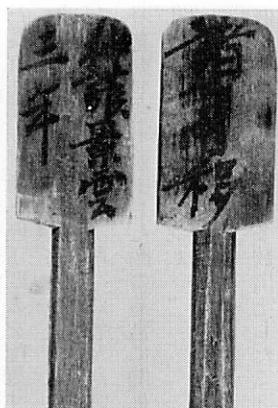
大学寮及び散位寮に関するものは、宿直に関する解文であつて、大學寮三例、散位寮二例である。大學寮の例をあげれば、

「大學寮解 申宿直官人事直講正八位上濃宜公水通」

となつていて。事書の下に記された直講(明經道を教える大學寮官人)濃宜公水通が宿直したことを大學寮から式部省に報告しているものである。公式令百官宿直条に大納言以上及八省卿以外は分番して宿直する定めになつていて。その報告は、職員令太政官条の左大弁の職掌規定によれば、弁官がとりまとめることになつていて。但し実情は、令集解太政官条(新訂増補国史大系本52頁)所引の新令秘私記にみえる今行事(当時の慣例)として「今行事 昼式部知夜弁官知」とあつて、日直は式部省が管理していたらしい。これら宿直木簡が大學寮、散位寮等の直属官司である式部省を経て弁官へ報告すべき内容のものであるのかあるいは式部省への日直の報告であるかは確認できない。

その他、宿直の報告としては、削り屑ではあるが、神護景雲三年十月から宝亀元年八月まで道鏡の指導のもとに設置されていた河内職の宿直報告「河内職解 申宿直」がある。

又官人名を列記したものが数点あり、顕著なものをあげると、官職と官人の記載から、左京職に関する木簡で、天平九年九月以前のもの



第1図

木簡 題

に正倉院に残る調庸布等に
も天平感宝元年以後のもの
については国郡司の名前を
記したものがあるが、從来
出土した木簡にはそのよう
な記載はなく、この木簡が
初見である。又、郡司大領

(表)「大進正六位上勲十二等大津連船人 少進正七位上勲十二等春日

少進□六位勲十二等百濟王全福 大属從七位下勲十二等□□

藏□□□

(裏) □ □

七位 □

更に削り屑ではあるが「: □ 依仲麻呂支儻除□」と記したものがあり仲麻呂の乱の官人層への影響を暗示して興味深い。

又題籤が七例ほど出土している(第1図)。中には「上日」(表裏同文)「国解上日」(表裏同文)等、官人の上日(出勤日)に関する文書についていたもの等がある。

付札の類としては(表)「駿河国駿河郡古家郷戸主春日部与麻呂調夷堅

魚捌斤伍兩」(裏)「天平宝字四年十月專當_{國司様從六位下大伴宿祢益人}」

大属從六位下生部直_{〔官院〕理}」がまず注目される。令集解賦役令調皆隨近条所引の穴記によれば、今行事としては絹絶布絲綿等には国郡司の名前を記すことになつており、現

に正倉院に残る調庸布等に
も天平感宝元年以後のもの
については国郡司の名前を
記したものがあるが、從来
出土した木簡にはそのよう
な記載はなく、この木簡が
初見である。又、郡司大領



第 2 図

外正六位下生部直^{シテ}理は、天平十年二月の駿河国正税帳にみえる郡司少領外徒八位上毛生直信陀理と同一人物ではないかと思われる。

司少領外從六位上至生直信院理と同一人物ではなしかと思われる

清江先生集卷之二

(表一)因攝國氣多郡勝見郷中男神部直勝見廬作物海藻大賛毫釐六斤大
(裏)
「神護景雲四」は、中男作物として賛をおさめた場合の付札である。
賛は賦役令に規定がなく天皇の供御に関連するものであり、中男作物
は賦役令に定められた調副物の系譜をひくもので、一見両者は異質の
収奪体系のようにもみえる。けれどもこの木簡では両者がからみあつ
てゐるわけで収奪体系の研究上注目すべき史料である。

ているわけで収穫体系の研究上注目すべき史料である

表、「斐国山梨郡加美郷宇万呂六百文」(裏「天平宝字八年十月」)は、仕丁の国養物(出身地から京にいる仕丁を養うためにおくる物資)に付けられたものではないかと思われる。正倉院文書にみえる仕丁の国養物の例が六百文を単位にしているのと一致する。(大日本古文書5巻—76頁
15巻—27頁等参照)。

第39次調査は東面南門推定地を含む特別史跡指定地外のところで行われ、SD4951 SD5100 SD5200 SD5050 SK5104からの計524点が出土した。以下代表的なものを説明していきたい。

点が出土した。以下代表的なものを説明していきたい。

(表)「務所膝 作門所 廷五人 右充彼所」
〔裏〕「少錄船連『自署鈴末呂』八月廿八日付委文末呂」

この木簡は、15104から多量の檜皮建築材の残欠とともに出土し

た某官衙が作門所へ匠丁四人を配置することを知らせたものである。木簡の発行主体である務所の性格ははつきりしないが、「少録船連鈴末呂」の署名があるから、八省か造宮省関係の役所であろう。特にこの発掘地域で検出した門の造営に関係したものであるから、造宮省に関係のある可能性がつよい。

またSD4951からは貢納物品の付札で、郷里制を記し、神龜・養老の年紀をもつものが多数出土したことが注目される。その他顯著なものとしては、(表)「便從小子門出入之」(裏)「正六位上行大尉船連船主」のように門の出入に關係する木簡がある。小子門という門名は統日本紀天平宝字八年十月壬申条に淳仁天皇が淡路へ配流されたときに通過した平城宮の門として見える。又門に關係する木簡としては「北西門請火事」(第2図)と記した門からの火種の請求文書がある。

(表)「主殿寮御炬車持 鴨國島 真木 子口女 吉末呂 又吉万呂」(裏)「婢口酒虫女 多比女 名吉女 六月五日大属衣逢連大床」と記された木簡も同じ溝から検出した。主殿寮の御炬に関するもので、下に車持

持口と鴨国島及び婢その他の名前を列挙したものである。そのうち鴨氏と車持氏は主殿寮殿部の名負氏であることが三代実録元慶六年十二月二十五日条から知られる点で注目される。特に鴨国島は賀茂縣主系図にもみえる。

溝SD5050からは、仕丁の国養物に付けた付札（前述）

那賀郡日部郷戸主物部大山戸口日下部□万呂養〔裏〕
〔□六百文天平宝字

四年正月廿日」と記したもののが出土している